

財産処分制限期間【国土交通省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-1

補助金等名	処分制限 期間(年)	目標使用 年数(年)
処分制限財産の名称 [ 施設整備等の分類 / 財産名 / 構造規格等 ]		
水防警報施設整備費補助金		
水防警報活動拠点用		
水防活動拠点施設		
鉄骨造	34	※
木造	26	※
雪寒地域道路事業費補助(建設機械整備費補助に限る)		
除雪用		
除雪ドーザ	5	10
除雪グレーダ	5	10
除雪トラック	4	8
ロータリー式除雪車	6	12
スノーローダ	5	10
スノープラウ	4	8
ロータリー式除雪装置	6	12
除雪機械の格納庫		
鉄骨造	10	
雪上車	5	10
凍結防止剤散布機	5	10
下水道事業費補助		
建物 ※建物の目標使用年数は、(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」によるものとする		
管理等(通常的环境)		
鉄骨鉄筋コンクリート	50	※
金属造	20	※
建物付属設備		
電気設備(照明設備を含む)	10	20
給排水または衛生設備及びガス設備	15	30
冷房、暖房、通風またはボイラー設備	15	30

補助金等名		処分制限 期間(年)	目標使用 年数(年)
処分制限財産の名称 [施設整備等の分類 / 財産名 / 構造規格等]			
	昇降機設備		
	エレベーター	17	34
	エスカレーター	15	30
	消火、排煙または災害報知設備及び格納式避難設備		
	主として金属製のもの	8	16
	前掲以外		
	その他のもの	15	30
	揚水施設		
	揚水施設	20	30
	除砂施設		
除砂施設	20	30	
沈殿施設			
沈殿施設	20	30	
水処理施設			
水処理施設	20	30	
汚泥処理施設			
汚泥処理施設	20	30	
管路施設			
管渠	20	30	
枡	15	30	
取り付け管	20	30	
マンホール			
躯体	20	30	
蓋			
鋳鉄(車道部)	7	14	
鋳鉄(その他)	15	30	
調整池・滞水池			
鉄筋コンクリート	20	30	

補助金等名		処分制限 期間(年)	目標使用 年数(年)
処分制限財産の名称 [ 施設整備等の分類 / 財産名 / 構造規格等 ]			
機械及び装置			
沈砂池設備			
スクリーンかす設備		7	14
沈砂設備		7	14
ゲート設備		7	14
ポンプ設備			
汚水ポンプ設備		7	14
雨水ポンプ設備		7	14
調整池・滞水池設備		7	14
水処理設備		7	14
最初沈殿池設備		7	14
反応タンク設備		7	14
最終沈殿池設備		7	14
消毒設備		7	14
用水設備		7	14
高度処理設備		7	14
汚泥処理設備			
汚泥輸送・前処理設備		7	14
汚泥濃縮設備		7	14
汚泥消化タンク設備		7	14
汚泥洗浄タンク設備		7	14
汚泥貯留設備		7	14
調質設備		7	14
熱処理設備		7	14
汚泥脱水設備		7	14
汚泥乾燥設備		7	14
汚泥焼却・熔融設備		7	14
建設資材利用設備		7	14

補助金等名		処分制限 期間(年)	目標使用 年数(年)
処分制限財産の名称 [施設整備等の分類 / 財産名 / 構造規格等]			
	コンポスト設備	7	14
	付帯設備		
	煙突	15	30
	ゲート・クレーン設備	7	14
	配管類	7	14
	脱臭設備	7	14
	電気計装設備		
	特高受変電設備	7	14
	受変電設備	7	14
	自家発電設備	7	14
	制御電源及び計装電源設備	7	14
	負荷設備	7	14
	計装設備	7	14
	監視制御設備	7	14
	ケーブル配管類	7	14
	車両及び運搬		
	汚泥脱水車、ポンプ車	5	10
	公園事業費補助		
	園路		
	構築物		
	舗装路面		
	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷のもの	15	30
	アスファルト敷または木れんが敷	10	20
	ビジュアルス敷	3	6
	橋		
	鉄筋コンクリート造	60	60
	主として木製のもの	15	30
	つり橋		

補助金等名		処分制限 期間(年)	目標使用 年数(年)
処分制限財産の名称 [ 施設整備等の分類 / 財産名 / 構造規格等 ]			
	主として金属製のもの	10	20
修景施設			
構築物			
緑化施設			
	主として金属製のもの	15	30
	主として木製のもの	7	14
	その他のもの	20	30
休養施設			
建物	<b>※建物の目標使用年数は、(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」によるものとする</b>		
	休憩所、キャンプ場その他これらに類するもの		
	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	47	※
	れんが造、石造、またはブロック造	38	※
	金属造(骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る)	34	※
	金属造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mmいかのものに限る)	27	※
	金属造(骨格材の肉厚が3mmを以下のものに限る)	19	※
	木造または合成樹脂	22	※
	木造モルタル造	20	※
建物付属設備			
	電気設備(照明設備を含む)		
	蓄電池電源設備	6	12
	その他のもの	15	30
	給排水または衛生設備及びガス設備	15	30
	冷房、暖房、通風またはボイラー設備		
	冷暖房設備(冷凍機の出力が22kw以下のもの)	13	26
	その他のもの	15	30
	エレベーター	17	34
	消火、排煙または災害報知設備及び格納式避難設備	8	16
	エアーカーテンまたはドア自動開閉設備	12	24

補助金等名		処分制限 期間(年)	目標使用 年数(年)
処分制限財産の名称 [ 施設整備等の分類 / 財産名 / 構造規格等 ]			
	前掲以外のもの及び前掲の区分によらないもの		
	主として金属製のもの	18	36
	その他のもの	10	20
	構築物		
	ベンチ、野外卓その他これらに類するもの		
	主として金属製のもの	15	30
	主として木製のもの	7	14
	遊戯施設		
	構築物		
	主として金属製のもの	15	30
主として木製のもの	7	14	
その他のもの	10	20	
運動施設			
建物	<b>※建物の目標使用年数は、(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」によるものとする</b>		
運動器具倉庫			
鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	38	※	
れんが造、石造またはブロック造	34	※	
金属造(骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る)	31	※	
金属造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mmいかのものに限る)	24	※	
金属造(骨格材の肉厚が3mmを以下のものに限る)	17	※	
木造または合成樹脂	15	※	
木造モルタル造	14	※	
その他のもの			
鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	47	※	
れんが造、石造またはブロック造	38	※	
金属造(骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る)	34	※	
金属造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mmいかのものに限る)	27	※	
金属造(骨格材の肉厚が3mmを以下のものに限る)	19	※	

補助金等名		処分制限 期間(年)	目標使用 年数(年)
処分制限財産の名称 [施設整備等の分類 / 財産名 / 構造規格等]			
	建物付属設備		
	電気設備(照明設備を含む)		
	蓄電池電源設備	6	12
	その他のもの	15	30
	給排水または衛生設備及びガス設備	15	30
	冷房、暖房、通風またはボイラー設備		
	冷暖房設備(冷凍機の出力が22kw以下のもの)	13	26
	その他のもの	15	30
	エレベーター	17	34
	消火、排煙または災害報知設備及び格納式避難	8	16
	エアーカーテンまたは自動ドア開閉設備	12	24
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		
	主として金属製のもの	18	36
	その他のもの	10	2
	構築物		
	水泳プール	30	45
	プール用原動機	10	20
	スタンド		
	主として鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造のもの	45	45
	主として鉄骨造のもの	30	45
主として木造のもの	10	20	
ネット設備	15	30	
野球場、陸上競技場、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設	30	45	
その他のもの			
主として木造のもの	15	30	
その他のもの	30	45	
教養施設			
建物	※建物の目標使用年数は、(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」によるものとする		

補助金等名		処分制限 期間(年)	目標使用 年数(年)
処分制限財産の名称 [ 施設整備等の分類 / 財産名 / 構造規格等 ]			
	野外劇場、野外音楽堂その他これらに類するもの		
	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	41	※
	れんが造、石造またはブロック造	38	※
	金属造(骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る)	31	※
	金属造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mmいかのものに限る)	25	※
	金属造(骨格材の肉厚が3mmを以下のものに限る)	19	※
	木造または合成樹脂	20	※
	木造モルタル造	19	※
	その他のもの		
	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	47	※
	れんが造、石造またはブロック造	38	※
	金属造(骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る)	34	※
	金属造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mmいかのものに限る)	27	※
	金属造(骨格材の肉厚が3mmを以下のものに限る)	19	※
	木造または合成樹脂	22	※
	木造モルタル造	20	※
	建物付属設備		
	電気設備(照明設備を含む)		
	蓄電池電源設備	6	12
	その他のもの	15	30
	給排水または衛生設備及びガス設備	15	30
冷房、暖房、通風またはボイラー設備			
冷暖房設備(冷凍機の出力が22kw以下のもの)	13	26	
その他のもの	15	30	
エレベーター	17	34	
消火、排煙または災害報知設備及び格納式避難	8	16	
エアーカーテンまたはドア自動開閉設備	12	24	
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの			



補助金等名			処分制限 期間(年)	目標使用 年数(年)	
処分制限財産の名称 [ 施設整備等の分類 / 財産名 / 構造規格等 ]					
		主として金属製のもの	18	36	
		その他のもの	10	20	
	構築物				
	スタンド				
		主として鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造のもの	45	45	
		主として鉄骨造のもの	30	45	
		主として木造のもの	10	20	
	便益施設				
	建物 <u>※建物の目標使用年数は、(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」によるものとする</u>				
	便所				
	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	50	※		
	れんが造、石造またはブロック造	41	※		
	金属造(骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る)	38	※		
	金属造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mmいかのものに限る)	30	※		
	金属造(骨格材の肉厚が3mmを以下のものに限る)	22	※		
	木造または合成樹脂	24	※		
	木造モルタル造	22	※		
建物付属設備					
電気設備(照明設備を含む)					
	蓄電池電源設備	6	12		
	その他のもの	15	30		
	給排水または衛生設備及びガス設備	15	30		
冷房、暖房、通風またはボイラー設備					
	冷暖房設備(冷凍機の出力が22kw以下のもの)	13	26		
	その他のもの	15	30		
	エレベーター	17	34		
	消火、排煙または災害報知設備及び格納式避難	8	16		
	エアーカーテンまたはドア自動開閉設備	12	24		

補助金等名		処分制限 期間(年)	目標使用 年数(年)
処分制限財産の名称 [ 施設整備等の分類 / 財産名 / 構造規格等 ]			
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		
	主として金属製のもの	18	36
	その他のもの	10	20
管理施設			
建物	※建物の目標使用年数は、(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」によるものとする		
	管理事務所その他これらに類するもの		
	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	50	※
	れんが造、石造またはブロック造	41	※
	金属造(骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る)	38	※
	金属造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mmいかのものに限る)	30	※
	金属造(骨格材の肉厚が3mmを以下のものに限る)	22	※
	木造または合成樹脂	24	※
	木造モルタル造	22	※
建物付属設備			
	電気設備(照明設備を含む)		
	蓄電池電源設備	6	12
	その他のもの	15	30
	給排水または衛生設備及びガス設備	15	30
	冷房、暖房、通風またはボイラー設備		
	冷暖房設備(冷凍機の出力が22kw以下のもの)	13	26
	その他のもの	15	30
	エレベーター	17	34
	消火、排煙または災害報知設備及び格納式避難	8	16
	エアーカーテンまたはドア自動開閉設備	12	24
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		
	主として金属製のもの	18	36
	その他のもの	10	20
構築物			

補助金等名		処分制限 期間(年)	目標使用 年数(年)	
処分制限財産の名称 [ 施設整備等の分類 / 財産名 / 構造規格等 ]				
	配送管			
	鋳鉄製	30	45	
	鋼鉄製	15	30	
	打ち込み井戸(金属造)	30	45	
	配電用のもの			
	鉄塔及び鉄柱	50	50	
	鉄筋コンクリート柱	42	42	
	木柱	15	30	
	配電線	30	45	
	引込線	20	30	
	展望台			
	建物	<b>※建物の目標使用年数は、(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」によるものとする</b>		
鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	50	※		
れんが造、石造またはブロック造	41	※		
金属造(骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る)	38	※		
金属造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のものに限る)	30	※		
金属造(骨格材の肉厚が3mmを以下のものに限る)	22	※		
木造または合成樹脂	24	※		
木造モルタル造	22	※		
建物付属施設				
電気設備(照明設備を含む)				
蓄電池電源設備	6	12		
その他のもの	15	30		
給排水または衛生設備及びガス設備	18	36		
冷房、暖房、通風またはボイラー設備				
冷暖房設備(冷凍機の出力が22kw以下のもの)	13	26		
その他のもの	15	30		
エレベーター	17	34		

補助金等名			処分制限 期間(年)	目標使用 年数(年)		
処分制限財産の名称 [施設整備等の分類 / 財産名 / 構造規格等]						
		消火、排煙または災害報知設備及び格納式避難	8	16		
		エアーカーテンまたはドア自動開閉設備	12	24		
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの				
		主として金属製のもの	10	20		
		その他のもの	7	14		
		構築物				
		鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	50	50		
		コンクリ造またはコンクリートブロック造	40	40		
		木造	15	30		
		災害応急対策施設				
		建物 ※建物の目標使用年数は、(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」によるものとする				
		備蓄倉庫				
		鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	38	※		
		れんが造、石造またはブロック造	34	※		
金属造(骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る)	31	※				
金属造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mmいかのものに限る)	24	※				
金属造(骨格材の肉厚が3mmを以下のものに限る)	17	※				
木造または合成樹脂	15	※				
木造モルタル造	14	※				
建物付属設備						
電気設備(照明設備を含む)						
蓄電池電源設備	6	12				
その他のもの	15	30				
	15	30				
冷房、暖房、通風またはボイラー設備						
冷暖房設備(冷凍機の出力が22kw以下のもの)	13	26				
その他のもの	15	30				
エレベーター	17	34				

補助金等名		処分制限 期間(年)	目標使用 年数(年)
処分制限財産の名称 [施設整備等の分類 / 財産名 / 構造規格等]			
	消火、排煙または災害報知設備及び格納式避難	8	16
	エアーカーテンまたはドア自動開閉設備	12	24
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		
	主として金属製のもの	18	36
	その他のもの	10	20
	構築物		
	耐震性貯水槽		
	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	50	50
	コンクリと造またはコンクリートブロック造	30	45
	鋳鉄製のもの	25	37
	鋼鉄製のもの	15	30
	放送施設及び情報通信施設		
	円筒空中線式のもの	30	45
	その他のもの	40	40
	鉄筋コンクリート柱	42	42
	木塔及び木柱	10	20
	アンテナ	10	20
	接地線及び放送用配線	10	20
	通信ケーブル		
	光ファイバー製のもの	10	20
	その他のもの	13	26
	地中電線路	27	40
	その他の線路設備	21	31
	係留施設		
	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	50	50
	コンクリと造またはコンクリートブロック造	30	45
	石造	50	50
	発電施設		

補助金等名			処分制限 期間(年)	目標使用 年数(年)
処分制限財産の名称 [ 施設整備等の分類 / 財産名 / 構造規格等 ]				
		配電用のもの		
		鉄塔及び鉄柱	50	50
		鉄筋コンクリート柱	42	42
		木柱	15	30
		配電線	30	45
		引込線	20	30
河川総合開発事業費補助・治水ダム等建設事業費補助				
建物 ※建物の目標使用年数は、(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」によるものとする				
管理事務所				
		鉄筋コンクリート造(1-2階建て)	65	※
		木造モルタル(1-2階建て)	24	※
倉庫				
		木造	16	※
車庫				
		木造	16	※
予備電源質				
		木造	16	※
無線室上屋				
		コンクリートブロック	40	※
		木造	16	※
観測施設上屋				
		コンクリートブロック	40	※
		木造	16	※
宿舎				
		鉄筋コンクリート造(1-2階建て)	60	※
		木造モルタル	22	※
		木造	24	※
合宿				

補助金等名		処分制限 期間(年)	目標使用 年数(年)
処分制限財産の名称 [施設整備等の分類 / 財産名 / 構造規格等]			
	木造モルタル	20	※
	木造	22	※
付属設備			
	給水施設	15	30
	排水施設	15	30
通信設備			
	無線塔		
	鉄製	40	40
	無線器		
	固定	10	20
	移動	7	14
	電話設備	10	20
	符号変換器	10	20
	通信線	10	20
	木塔及び木柱	10	20
	アンテナ	10	20
	接地線	10	20
配電設備			
	鉄塔	50	50
	鉄筋コンクリート柱	42	42
	木柱	15	30
	配電線	30	45
	引込線	20	30
	添加電話線	30	45
	地中電線路	25	37
観測設備			
	雨量計	5	10
	水位計	5	10

補助金等名		処分制限 期間(年)	目標使用 年数(年)
処分制限財産の名称 [施設整備等の分類 / 財産名 / 構造規格等]			
	流速計	5	10
	その他の観測機器	5	10
電気設備			
	内燃力発電設備	18	36
	蓄電池電源設備	6	12
	変圧器	15	30
	配電盤及び開閉装置	10	20
	整流器	10	20
	電圧調整器	10	20
監視船			
	鋼船	12	24
	軽金属船	5	10
	木船	8	16
	プラスチック船	5	10
警報設備			
	ジープその他の自動車	5	10
	サイレン装置	10	20
	拡声装置	10	20
	警報制御器	10	20